

議案第17号

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

次のとおり法律上県の義務に属する県立学校の航海実習において発生した事故に係る損害賠償について和解し、及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成25年9月11日

鳥取県知事 平井伸治

1 和解の相手方

神戸市中央区企業

2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金90,863円を支払うものとする
こと。

3 事故の概要

(1) 事故の発生年月日

平成25年7月12日

(2) 事故の発生場所

神戸市中央区新港町地内

(3) 事故の状況

鳥取県立境港総合技術高等学校所属の職員が、公務のため海洋練習船を利用した航海実習中、岸壁接岸時のため船尾端から岸壁側に向かって投げたヒービングラインが岸壁側道に駐車してあった和解の相手方使用の小型乗用自動車に衝突し、同車両が破損したものである。